

学生とともにのばす京都プロジェクトに係るコーディネート業務
業務委託仕様書

1 事業趣旨・目的

京都府では、学生の府内定着に向け、府内の大学・短期大学（以下「大学等」という。）と連携し、大学等の「知」の活用や学生の活躍による京都の未来の活カづくりを推進する「学生とともにのばす京都プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）」を令和5年度から実施している。

本プロジェクトは、令和4年8月に設置した京都府地域共創大学連携会議（以下「大学連携会議」という。）をプラットフォームとして、大学等とともに学生の府内定着等について議論するとともに、学生の活躍が見込まれる府政分野において、京都府と大学等との共同事業（以下「共同事業」という。）などを実施するものである。

本業務は、京都府が本プロジェクトを推進するに当たり、共同事業の企画等を含むコーディネート等を実施することにより、本プロジェクトの円滑な実施及び効果的な推進を図るものである。

2 委託業務名

学生とともにのばす京都プロジェクトに係るコーディネート業務

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 共同事業に係るコーディネート

共同事業については、学生の活躍が見込まれる府政分野において、学生が課題解決等に取り組む大学等への補助事業として実施する。

また、より良い事業実施のため、補助事業の公募に先立ち、大学連携会議において、京都府と大学等との間で事業内容の検討を行うこととしている。

これらを踏まえて、以下のコーディネート業務を行う。

ア 共同事業の検討案に対する助言・提案等

共同事業の内容に係る検討について、事業の実現可能性等を含めた助言や、新規の検討案の提示等を行うこと。なお、助言・提案等を行うに当たっては、必要に応じて大学連携会議に出席し、検討の議論に参画すること。

イ 共同事業実施大学の開拓、申請補助等

補助事業の公募開始後、共同事業に興味や意欲を持つ大学等の掘り起こしに向けて、大学訪問等により事業実施大学の開拓を行うとともに、大学等へのヒアリング等を通じて、補助事業への申請補助等を行うこと。

なお、大学等の新規開拓に当たっては、これまで京都府の大学連携に関する支援施策を活用していない新規大学等の掘り起こしを積極的に行うこと。

ウ 事業実施大学に対する伴走支援

共同事業を実施する大学等に対し、関係者間の調整や進捗状況の確認等、事業実施に当たり必要な支援を行うこと。

エ 共同事業に係る成果報告会の企画・開催

令和5年度に共同事業を実施した大学等の成果報告会を企画・開催すること。なお、成果報告会の規模・開催時期等については、京都府と十分に協議を行うこと。

(2) 学生チームのコーディネート

本プロジェクトにおける学生の個人参加を促すため、府政分野における課題解決等の取組（大学等又は大学等の教職員等による指導及び支援によるものを除く。）を実施する複数の学生によるチーム（以下「学生チーム」という。）を編成し、本プロジェクトの趣旨・目的を踏まえた取組を実施することができるよう支援する。

なお、学生チームが取り組む府政分野における課題とは、「子育て」「観光（交流）」「商店街」「過疎地域・農山村」「防災・防犯」「環境」の6分野とし、取組の内容については、事前に京都府と十分に協議を行うこととする。

これらを踏まえて、以下のコーディネート業務を行う。

ア 学生チームの編成

大学等に在籍する学生による学生チームを1チーム以上編成すること。

なお、学生チームの編成に当たっては、可能な限り、異なる大学等に在籍する学生で構成されるチームとすること。

イ 学生チームに対する伴走支援（活動経費の補助を含む。）

学生チームに対し、関係者間の調整や進捗状況の確認等、事業実施に当たり必要な支援を行うこと。なお、活動に要する経費の支援を併せて行うこと。

(3) 学生チームの組織化についての検討

次年度以降の展開を見据え、(2)のコーディネート業務を踏まえ、本プロジェクトに参加した学生を中心とした学生チームの組織化の可能性について検討すること。

5 留意事項

- ・事業の進捗状況の報告や課題等を共有・協議するため、定期的に京都府との打合せ会議を行うこと。また、その際の資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- ・業務の実施に当たっては、学生とともにのばす京都プロジェクト及び京都府地域共創大学連携会議の趣旨及び目的を十分に理解し、次年度以降の事業も視野に入れた大学等との連携体制を構築すること。

6 執行体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者を明らかにすること。

7 業務運営に係る目標数

業務運営に係る目標として、以下の項目を管理すること。なお、目標管理に当たっては、京都府と十分に協議すること。また、詳細は京都府と協議・調整の上、最終決定するものとする。

○共同事業への大学等からの申請件数 20件

8 委託業務の対象経費

- (1) 委託業務に従事する者の人件費
 - ① 賃金
 - ② 通勤手当
 - ③ 社会保険料等
- (2) 委託業務に要する事業費
 - ① 講師謝金
 - ② 旅費
 - ③ 消耗品費
 - ④ 印刷製本費
 - ⑤ 会議費
 - ⑥ 通信運搬費
 - ⑦ 広告費
 - ⑧ 手数料
 - ⑨ 保険料

- ⑩ 賃借料
- ⑪ 会場使用料
- ⑫ 京都府と協議して認められた経費

9 業務完了報告

本業務が完了したときは、直ちに以下の事項を記載した業務完了報告書を京都府に提出すること。

- (1) 本業務の実施結果
- (2) 本業務に要した経費内訳

10 その他の留意事項

- (1) 委託業務の実施に当たっては、京都府と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。
- (2) 本業務仕様書に定めのない事項については、京都府と協議して決定するものとする。
- (3) 本事業を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。